

市長説明要旨

- 平成19年6月市議会定例会 -

四万十市

本日、議員の皆さんのご出席をいただき、6月の市議会定例会が開会できますことをお礼申し上げます。

今期定例会にお願いいたします議案は、専決処分の承認議案で「平成19年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算」など8件、予算議案では「平成19年度四万十市一般会計補正予算」の1件、条例議案では「四万十市非常勤特別職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例」など5件、その他の議案では「四万十市道路線の廃止」など4件の他、「人権擁護委員候補者の推薦」に関する諮問案3件の計21件となっています。この他に報告事項が10件あります。また、「教育委員会委員の任命」の人事議案の1件については、後日追加提案させていただきます。

提出議案の詳細については後程、副市長から説明しますので、私からは平成18年度の決算概要並びに3月定例会以降における主要課題等への取り組みについて報告します。

【決算概要】

はじめに平成18年度の決算概要ですが、数字は万円の概数で示します。

まず一般会計は、

歳入 186億1,336万円

歳出 185億1,310万円

で、収支は1億26万円の黒字ですが、19年度へ繰り越した事業の

財源 2,241 万円を差し引くと、実質収支は 7,785 万円の黒字となりました。これは全額、減債基金に積み立てました。

次に特別会計ですが、

国民健康保険会計事業勘定は、39 億 3,818 万円

奥屋内へき地出張診療所会計は、1,417 万円

幡多公設地方卸売市場事業会計は、4,138 万円

住宅新築資金等貸付事業会計は、433 万円

鉄道経営助成基金会計は、2 億 7,494 万円

農業集落排水事業会計は、4,883 万円

園芸作物価格安定事業会計は、976 万円

簡易水道事業会計は、6 億 4,843 万円

で、いずれも歳入歳出同額です。

次に国民健康保険会計診療施設勘定は、

歳入 3 億 9,310 万円

歳出 5 億 6,324 万円

差し引き 1 億 7,014 万円の赤字です。この赤字は、専決処分で 19 年度予算からの繰上充用により措置をしています。

老人保健会計は、

歳入 44 億 7,927 万円

歳出 45 億 5,157 万円

差し引き 7,230 万円の赤字です。これは 18 年度の支払基金交付金と国庫負担金の精算交付分が 19 年度に交付されるための赤字で、これ

については、専決処分で19年度予算からの繰上充用により措置をしています。

下水道事業会計は、

歳入 10億1,389万円

歳出 10億1,379万円

差し引き10万円の黒字ですが、これは全額19年度へ繰り越した事業の財源です。

と畜場会計は、

歳入 2億2,476万円

歳出 2億9,964万円

差し引き7,488万円の赤字です。この赤字は専決処分で19年度予算からの繰上充用により措置をしています。

介護認定審査会会計は、

歳入 829万円

歳出 822万円

差し引き7万円の黒字となり、全額を19年度に繰り越しました。

介護保険会計は、

歳入 27億5,363万円

歳出 25億4,862万円

差し引き2億501万円の黒字です。これから19年度へ繰り越した事業252万円を除いた2億249万円を19年度に繰り越しました。

続いて企業会計ですが、まず水道事業会計は損益計算で、

収 益 4 億 1 , 4 6 0 万円

費 用 4 億 2 0 5 万円

差し引き 1 , 2 5 5 万円の黒字です。また資本的収支は、

収 入 1 億 1 , 2 6 3 万円

支 出 3 億 9 2 1 万円

差し引き 1 億 9 , 6 5 8 万円の不足で、これは過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税資本的収支調整額、減債積立金、当年度損益勘定留保資金及び利益剰余金で補填しました。

病院事業会計は損益計算で、

収 益 2 4 億 7 , 4 9 5 万円

費 用 2 6 億 9 , 6 6 8 万円

差し引き 2 億 2 , 1 7 3 万円の赤字です。この結果、累積で 1 1 億 6 , 9 9 4 万円の未処理欠損金となり、全額翌年度への繰り越しとなりました。また資本的収支は、

収 入 1 億 4 , 8 9 9 万円

支 出 1 億 5 , 1 6 2 万円

差し引き 2 6 3 万円の不足を生じましたが、この不足額は当年度分消費税資本的収支調整額で補填しました。

以上が平成 1 8 年度の決算概要です。

続いて 3 月定例会以降における主要課題等への取り組みについてです。

【農業振興】

はじめは農業振興です。今年度からスタートする農地・水・環境保全向上対策事業については、各集落での活動計画の取りまとめがほぼ終了し、間もなく協定が締結できる見通しです。初年度から取り組むところは16集落、面積は約570haの予定です。この事業は共同作業を通じて農地や水路、農道等の農業用施設をはじめ、農村環境を良好な状態で保全する趣旨で実施するものですが、農業に対する理解や地域の結びつきが深まることも期待されている事業です。

また米政策ですが、今年度より新たな需給調整システムへ移行したことで、これまで市で行ってきた需給調整業務をJAが主体的に実施することになりました。このためJA高知はたでは、管内の機能強化と有効な産地づくり対策を行うため、各地域の水田協議会を一本化する取り組みを進め5月15日には、幡多管内10地域を統合し、新たに「高知はた地域水田農業推進協議会」が発足しました。水田農業には需要の減少をはじめ価格低迷、高齢化や担い手不足などの問題があるほか、食の安全・安心に対する信頼確保も重要な課題となっています。こうした事態に対応していくため、新しい枠組みを活用した取り組みを関係機関と連携して進めます。

【個性的な観光振興】

次は観光振興です。花まつりキャンペーンを皮切りに始まる春の観光は、菜の花接待所、桜まつり、香山寺ふじまつりとも盛況で、順調な滑り出しとなりました。初日から天候に恵まれた今年のゴールデンウィー

クにおいても、観光施設、宿泊施設とも昨年を上回り、ますますの結果でした。この間のイベントでは4月末に行われた、「ラジコン水上機フェスティバル」、5月3日の「土佐一條公家行列藤祭り」など過去最高の人出となり、ゆったりと四万十観光を楽しんでいただけたと思います。

ゴールデンウィーク期間中は、ボンネットバス「あかめ号」が四万十周遊川バスとして、中村駅・江川崎駅間を運行し延べ184名の利用がありました。夏休みからは、この「川バス」とJR予土線「トロッコ列車」、土佐くろしお鉄道「中村・宿毛線」のトライアングル区間を周遊する「四万十ぐるりんきっぷ」も加わり、西土佐地域を含めた四万十川観光ルートの確立に期待が膨らみます。

また、観光スポットである佐田沈下橋には延べ5,200人が訪れ、3月に整備したトイレと東屋が有効に活用されました。東屋におきましては、地域の物産販売等にも活用できる施設として、これから地域と一体になった取り組みを進めます。

今年で3回目を迎える市民祭には、区長会のご協力により市民からの寄付の増額を承認していただきました。皆様のご好意を市民祭の賑わいに繋げていくため、7月27日には「前夜祭」、なかむら踊りの各賞の復活、提灯台の補助金の増額などを行っていきます。

また、幡多広域観光協議会が取り組んでいる修学旅行誘致は、今年は18校、約2,100人が訪れる予定で、四万十川を中心とした「体験型修学旅行」は、関東、関西地域を中心に関係者から一定の評価をいただいています。今後は体験プログラム、受入施設の充実、体験インスト

ラクターの養成など、市としても誘致活動を強力に支援していきます。

【中心市街地活性化】

次は中心市街地の活性化です。昨年末からまちづくり四万十株式会社が取り組んでいた「一条通くつろげる道としての再整備」が3月末に完成し、5月3日には完成記念イベントも開催されました。

既に完成している「栄町祇園風街並整備」、「東下町・天神橋1区の再整備」、「水と緑の市街地整備」等との連続性や賑わいの場が創出されましたので、今後はソフト面での魅力づくりに重点をおき、中心市街地の賑わい再生に繋がる取り組みを進めます。

また、中心市街地活性化基本計画については、庁内策定委員会や商工会議所が主催する中心市街地活性化についての勉強会の開催など具体的な作業に取り掛かりました。今後は、商工会議所、まちづくり四万十株式会社、各商店街振興組合等で設立する「(仮称)四万十市中心市街地活性化協議会」の協力をいただきながら、基本計画の策定、認定に向けた取り組みを進めます。

【雇用対策】

次は雇用対策です。国の認定を受け中村地域雇用促進協議会が取り組んでいる地域提案型雇用創造促進事業は、昨年度、中核的な人材及び専門性の高い人材の育成や、観光関連事業者のレベルアップ研修等を実施しました。参加企業は目標の16社に対して87社の応募があり、事業利用求職者数も64名に達しました。またこの事業を利用した企業の雇用人数は8名、求職者の就職人数8名、起業者数1名となっており、

それぞれ目標値を上回る実績をあげることができました。今年度は雇用創出支援事業によるIT養成講座、能力開発事業によるレベルアップ研修に加え、情報発信事業によるPR活動などを実施していきます。

【国民健康保険】

次に国民健康保険です。国の医療制度改革によって健康保険をとりまく状況は大きく変り、医療に関する考え方もこれまでの「早期発見・早期治療」から病気にならない環境をつくる「予防」へと移行しています。なかでも医療費のうち約3割を占める「生活習慣病」対策に重点がおかれ、来年度からはこれに関する健診が保険者に義務化され、生活習慣病の該当者・予備軍に対する保健指導等も実施して行かなければなりません。また、先には「高知県後期高齢者医療広域連合」が設立され後期高齢者医療について準備が進められているところですが、この制度には各保険者が広域連合に対して「支援金」を納付する必要があり、現在の国保税も「医療分」「介護分」の2本立てから「支援金分」が加わる3本立てとなり、全体の税率の見直しも必要となります。

一方、昨年度には国保財政安定化の一助として設定されている「結核・精神病に係る医療費特別調整交付金」の申請を行い、これが認められ約5,600万円の交付がありましたが、伸び悩む税収不足から収支は依然不安定な状況にあります。

こうした中、市町村の国民健康保険税のうち医療分の賦課限度額について、現行「53万円」を「56万円」に引き上げることを盛り込んだ地方税法施行令の一部が改正され、4月1日から施行されています。

これに伴い本市の国保税賦課限度額も同様の改正を行うことについて、今議会に議案を提案しておりますのでよろしくお願いいたします。

【市民病院】

次は市民病院です。深刻な医師不足により4月以降の常勤医師は、内科4、外科1、整形外科1、脳神経外科1の7名となりましたが、先生方は精力的に診療に携わっています。

昨年度以降の医師確保に向けての取り組みは、徳島・高知両大学への派遣要望のほか、院長や私などが個別にアプローチした方が17名、市民病院のホームページを見てメールでの問合せが2名、医師募集サイトを活用したアプローチが5名、医師確保対策推進本部会議による情報提供が3名ありました。重複を除きますと26名の方々と何らかの接触を行いました。この中で、すぐには無理でも市民病院で勤務してもいいとされた方が2～3名いらっしゃいますので、引き続きこの医師の方々に市民病院で勤務してもらえよう努力します。また、4月以降の新たな取り組みとしては、全国自治体病院協議会と連携している自治体病院・診療所医師求人求職支援センターと民間の医療関係人材紹介会社へ求人登録を行いました。

また、先ごろ本市で開催された四国市長会議に『地方公立病院の医師確保対策について』として「医師の研修に地域配分の設定を行うこと」、「医学部に科別の定員枠を設けること」などの要望を本市が提案し、満場一致で四国市長会議より全国市長会議への議案として提出することが決定されています。さらに今議会終了後には再度、院長と私が徳島・高知

兩大学に出向き医師の派遣について要望を行う予定としています。

次に市民病院の経営改善です。医師不足による収入減が影響し、18年度単年度では約2億2千万円の赤字、累積では11億7千万円の赤字となりました。今年度に入り、医師を除く病院職員の特殊勤務手当の凍結、退職者の不補充、病棟を3病棟から2病棟とするなど約1億3千万円の経費節減に努めていきます。市民病院の経営は病院自体の自助努力のみでは経営改善が困難な状況が続いていますが、市民の命と健康を守るためにも今後は一般会計からの繰り入れを含め、市民病院の経営改善に全庁挙げて、不退転の決意で取り組みを行いたいと考えています。最良の経営改善策は医師確保ですので、この点につき議員各位、市民の皆さんのより一層のご協力をよろしく申し上げます。

次に中医学関係です。後任の医師ですが、年度当初には有力な方1名に絞り交渉を行ってききましたが、最終的にはご家族の意向もあり、来ていただくことが出来ませんでした。今後も引き続き努力していきますので、ご理解いただきたいと考えています。

【学校教育施設の整備】

次は学校教育施設の整備です。平成16年度に着手しました中村中学校校舎改築は、昨年10月には校舎本体が完成し、残すところは今年度施工する運動場の整備等のみとなりました。工事の発注は国の事業認可後となりますが、目処としましては7月頃を予定しています。

【学校給食の推進】

次は学校給食の推進です。昨年6月より四万十市学校給食推進計画

検討委員会にお願いしていただきました給食未実施小学校の給食実施ですが、検討結果を2月23日に「四万十市給食未実施小学校の給食実施に向けた検討報告書」として提出していただきました。現在、これをもとに新たな給食施設の建設に向けた計画書を策定し、平成21年度からの稼働を目指し取り組んでいるところです。

施設の形態としては、既設の「スクールミールひがしやま」と同様「親子方式」とし、位置及び規模につきましては、給食未実施小学校9校及び現在自校方式で給食を実施している中筋小学校1校を対象とし、中村南小学校敷地内に約1,600食の調理能力を持つ共同調理場を建設する予定です。今年度は実施設計の委託を行う予定で、発注時期は6月を目処としています。

【全国学力テストへの参加】

次は全国学力テストへの参加です。小学校6年生と中学校3年生を対象とする全国学力テストが、4月24日全国の小中学校の98.95%にあたる約32,700校が参加し、一斉に行なわれました。県内でも、私立小学校1校を除くすべての小中学校が参加しました。今回の調査は、学力低下への懸念を背景に子ども達の課題を見つけ、改善に繋げていくことを目的としたもので、文部科学省が実施主体となり、その要請を受けて市内の小中学校も参加したものです。全国の集計結果を待って、今後は県単位、市町村単位での子ども達の学力定着度と生活実態との関連関係等を見極めながら、本市における学力向上・教育改革への具体的な取り組みへと繋げて行きたいと考えます。

【地域ぐるみの学校安全体制整備】

次は地域ぐるみの学校安全体制整備です。近年、学校の管理下における事件・事故が多発し、大きな社会問題となっている状況を踏まえて、子ども達が安全にそして安心して教育が受けられるように、家庭や地域、関係機関等が連携しながら、学校の安全管理に対する取り組みを強化、充実させていくことが必要となっています。

この様な中で、学校の巡回指導や安全評価、学校安全ボランティア（スクールガード）による効果的・継続的な安全体制を確保することを目的として、今年度も高知県教育委員会から委嘱を受けた3名のスクールガードリーダーが四万十市に配置されることになりました。今後は、この3名のスクールガードリーダーを中心に学校安全ボランティアの組織化を進め、連携を図りながら学校の安全体制整備に取り組んでいきます。

【ごみ減量化対策】

次はごみ減量化対策です。平成19年度を「ごみリサイクル元年」と位置付け、生ごみの減量化と紙ごみの資源化等に積極的に取り組んでいます。具体的にはごみの減量化・資源化に取り組む家庭に、生ごみ処理機と紙用シュレッダーの購入費用の一部を補助する「四万十市家庭生ごみ処理機等購入補助制度」を設けました。6月5日現在、生ごみ処理機100台、紙用シュレッダー24台の申し込みがあり、補助金の交付手続きを進めているところです。また、地区が自主的にごみの減量化に取り組む、集めた有価物の売却益を伝統行事や環境美化活動など地区の

公益事業に活用してもらおう「家庭ごみ減量チャレンジ事業」もスタートし、現在12地区から要望が上がっています。先月、古津賀第2団地地区を第1号とする事業認定を行い、具体的な事業開始に向けての地元説明会等を開催することとしています。

次に、ごみと資源ごみの排出状況です。平成18年度のごみの総排出量は前年度対比で928トン、率にして6.4%の減量が図られました。また、資源ごみの排出量は前年度対比で82トンの増量が図られ、リサイクル率も4.7%から5.6%へと改善されました。今後も市民の皆さんのご理解とご協力をいただきながら、ごみ減量化対策に取り組んで参ります。

【高知大学との連携事業】

次に高知大学との連携事業です。「四万十川の環境保全」、「内水面漁業の振興」、「学術情報の提供及び講師の派遣協力」等に関する事業を高知大学と共同で取り組むための「官学連携事業の推進に関する協定書」を6月5日に調印しました。高知大学が県内自治体と連携協定を結ぶのは高知市などに次いで8例目になります。連携事業のメリットは、大学が持っている人的財産や科学技術などの各種ノウハウを本市のまちづくりに活かすことができるという点です。特に高知大学は、四万十川汽水域の環境や生態系の調査研究に長年の実績がありますので、内水面漁業の振興対策をはじめ、スジアオノリなどの成分・効能を科学的に分析し、食品素材でない新分野での活用の研究開発や商品化の可能性も期待されます。

具体的には、市と大学の連携事業をより円滑に進めるため、副市長・副学長を中心とするメンバーで「官学連携事業推進会議」を設置し、全体を見通しながら企画、総合調整を行います。また、地域産業の活性化、市民福祉の向上や環境保全など、地域課題別に教授・准教授、市の担当課長で専門部会も設置することにしてありますが、当面は「四万十川専門部会」を設置し、「四万十川保全・振興プラン」の策定を行い、具体的な事業に取り組んで参ります。

【道路網の整備】

次に道路網の整備です。まず高規格の中村宿毛道路ですが、四万十川に架かる「新四万十大橋」の上部工の橋げたが完成し、坂本第2トンネルの貫通とともに中村インターまでの道路形態が概成しつつあります。中村インターまでの供用開始は20年度です。

また、国道の整備では、四万十町窪川から愛媛県宇和島市へと通じる国道381号の「半家バイパス」が完成し、6月10日に供用開始されました。これにより県内における国道381号の改良は全て終了しました。この道路は地域の産業・交通・文化向上などの発展に寄与するとともに、国道441号が整備されますと、窪川方面よりダイレクトに大型観光バスの走行も可能となります。四万十川観光をはじめ、今後大きな効果を発揮することが見込まれます。

一方、この道路とネットワーク化を形成し、新市建設の一躍を担う国道441号ですが、19年度の早い時期に網代工区の「網代トンネル」が着工される見込みとなりました。この「網代トンネル」は延長が

約1900mで、岩間側より工事着手されます。国道441号の全線改良に向けまして、引き続き全力で建設促進に努めて参ります。

【不適切な市道工事】

次は市道藤ノ川線の不適切な工事に関するその後の経過と対応について報告します。県建設工事紛争審査会の第2回目の審理が4月20日に高知市内で開催され、ここで審査会から「四万十市の求める手直し工事を施工することとし、その費用については双方が負担し合う」との調停の方向性が示されました。これは審査会手続きに定める最終的な「勧告としての調停案」ではないものの、これまでの審理状況からすると、事実上の最終的な調停案が示されたものと認識したところです。この調停案はこれまで市が主張している「両者間で締結した工事請負契約に基づく目的物が達成されていないという瑕疵があり、全面的な補修を求める」との内容に沿ったものでなく、手直し工事経費の一部免除を容認する内容であり、この調停案は受け入れることができない旨5月18日に開かれた第3回目の審理で回答しました。同日、審査会から「当事者間に合意が成立する見込がないと認めたので調停を打ち切った」との通知がありましたので、本市としては相手方に手直し工事を行う意思が無いことを確認したうえで、手直しに係る費用は別途精算のうえ損害賠償の請求を行う旨通知し、他の業者にこれを発注することとして、入札のうえ6月7日に工事請負契約を締結したところです。

【行政改革の推進】

次は行政改革の推進です。行財政改革の取り組みも2年目が終了し、

現在、その成果や進捗状況についての取りまとめをしているところです。財政効果額等については18年度の収支決算の確定を待ってからになりますが、組織機構の見直しによる職員数の削減や、給与支給額のカットによる人件費の抑制、光熱水費、消耗品費、県外出張の経費節減等については継続した取り組みによる効果が持続されており、新たに遊休資産の売却、元町保育所の統廃合、人事評価システム導入の第一段となる管理職を対象とする人事評価の試行といった計画項目についても進捗が図られています。

一方、市税を始めとする各種収納金の収納率向上への取り組みについては、各担当課で精一杯の努力を行い、一部、市営住宅使用料について改善が図られているところですが、全体的には思うような成果が現れていないので、今後は新たな視点での収納率向上に向けたシステム導入について研究を行います。

【庁舎建設】

最後は新庁舎建設です。まず用地取得状況ですが、昨年12月から大橋通り側からの正面入口進入路より西側部分の関係者の方々に対し用地取得に関する相談を始め、これまで土地所有者6名のうち5名の方と不動産売買契約を、借家人9名のうち8名の方と移転補償契約を締結しています。また4月からは、正面入口進入路より東側部分についても、関係者の方々に正式にご相談し、土地所有者5名のうち3名の方と不動産売買契約を、移転補償対象者3名のうち1名の方と移転補償契約をそれぞれ締結することができました。残りの6名（実質4名）の方々に

についても庁舎建設のご理解をいただいております、引き続き細部についての交渉を進め、できるだけ早い時期に用地取得を終えたいと考えています。

次に、平成20年度からの庁舎本体工事に向けての実施設計についてですが、質の高い建築設計を実現するためには高い技術力や優れた設計体制・実績を有する優秀な業者に委託する必要があるため、委託業者の選定手法として「プロポーザル方式」を採用することにしました。去る6月6日に第1回目の業者選定委員会を開催したところですが、6月中旬には委託業者選定に向けての公募を開始します。

以上で、平成18年度決算概要並びに3月定例会以降における主要課題等への取り組みについての報告を終わります。